

府 子 本 809 号
29 初 幼 教 第 9 号
子保発0929第1号
平成 29 年 9 月 29 日

各都道府県私立学校主管部（局） 長
各都道府県民生主管部（局） 長
各都道府県教育委員会教育 長
各指定都市・中核市民生主管部（局）長 殿

内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）
（ 公 印 省 略 ）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省子ども家庭局保育課長
（ 公 印 省 略 ）

保育士等の子どもの優先入所等に係る取扱いについて

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「「子育て安心プラン」について」（平成 29 年 6 月 2 日付け事務連絡）においてお示した「6つの支援パッケージ」については、各都道府県又は各市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行っている保育関連業務に係る内容が盛り込まれています。今般、本内容の一部に係る具体的な留意事項等下記のとおりお示しますので、内容を十分御了知の上、貴管内の市町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

記

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項に規定する利用調整を行うに当たっては、保育園等の利用に係る優先度を踏まえるため、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成 26 年 9 月 10 日付け府政共生第 859 号・26 文科初第 651 号・雇児発 0910 第 2 号内閣府・文部科学省・厚生労働省通知。以下「留意事項通知」という。）第 2 の 7 で示している「優先利用に関する基本的考え方」等を踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

これまでも留意事項通知において、保育人材の確保・育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、市町村の判断により、保育士、幼稚園教諭、保育教諭（以下「保育士等」という。）の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる旨示しているが、保育士等の子どもの保育園等への入園の可能性が大きく高まるような点数付けを行い、可能な限り速やかに入園を確定させることは、

- ・当該保育士等の勤務する保育園等が早期に当該保育士等の子どもの入園決定を把握して当該保育士の職場への復帰を確定させ、利用定員を増やすことを可能にし、保育の受け入れ枠の増加に大きく寄与するとともに、
- ・保育士等が妊娠・出産後、円滑に職場復帰できる環境を整えることにより、高い使命感と希望をもって保育の道を選んだ方々が、仕事と家庭の両立を実現しながら、将来にわたって活躍することが可能となり、保育士の処遇の改善にも大きな効果が見込まれることから、待機児童の解消等のために保育人材の確保が必要な市町村においては、このような取組を行うよう努めること。

その際、市町村と都道府県が連携の上、平成 27 年度補正予算で創設された未就学児を持つ保育士等に対する保育料の一部貸付事業の周知を徹底し、当該事業を積極的に活用した人材確保に取り組むこと。

また、以下のような事例について、市町村によって対応にばらつきがみられることから、以下の点についてもあわせて留意すること。

- （１）保育士等が勤務している保育園等については、一律に当該保育士等の子どもを入園させない取扱いとしている市町村がみられるが、保育士等が勤務する保育園等に当該保育士等の子どもが入園できる環境を整えることは、保育士等の仕事と家庭の両立の実現や長期的な就業継続に大きく寄与することから、扱いに差を設けず、他の保育園等の場合と同様に入園の対象とすること。なお、その際、必要に応じて、当該保育士等の子どもを当該保育士等以外の者が担任を務めるクラスに入園させる等の配慮を行うことも考えられる。
- （２）保育士等の子どもの優先利用の実施に当たっては、

- ・市町村の圏域を超えた利用調整の実施を行っていない市町村や
- ・市町村の圏域を超えた利用調整は実施しているものの、当該保育士等の市町村内の保育園等への勤務を条件としている市町村

が相当数存在するが、保育士等の中には、その居住する市町村以外の市町村に所在する保育園等に勤務する者も多数存在しており、当該保育士等について、その居住する市町村内の保育園等への勤務を条件とせずに市町村の圏域を超えた利用調整を行うことで、より多くの保育士等の職場への復帰が可能となり、当該市町村における待機児童の解消にも、広域的な待機児童の解消にも大きな効果が見込まれることから、こうした利用調整が行われるよう、積極的に各市町村間で協定を結ぶ等の連携・調整を行うこと。

なお、保育士等に限らず、市町村の圏域を超えた利用調整の実施については、「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて（通知）」（平成 27 年 2 月 3 日府政共生第 98 号・雇児発 0203 第 3 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を踏まえ、所在地市町村において、他市町村に居住する住民の利用に関する優先度の取扱いに基づき、調整をお願いしているところであるが、居住する市町村以外の市町村に所在する保育園等への入園を希望する住民が一定数存在し得ることに鑑み、市町村の圏域を超えた利用調整がなされるよう、積極的に各市町村間の連携・調整に努めること。また、その際、各都道府県においても、その域内に所在する市町村の担当者が参集して広域的な利用調整に向けた協議を行うことが可能となる場を提供するなど、積極的に広域調整の役割を果たすこと。